### 第9期第7回法制問題小委員会における主な議論の概要

#### (著作権法以外の法制での対応について)

・ (デジタルコンテンツの流通促進という観点から著作権法以外の法制での対応に つきワーキングチームでは検討が行われたか、という問いに対し)ワーキングチームでは、法制問題小委員会で決定された検討事項に沿った検討を行っており、それ を超えた検討は行われていない。

(米国著作権法107条(フェアユース)の第一の考慮要素(利用の目的と性質)の判断 基準の一つとされる「変容的利用」(トランスフォーマティブユース)について、パロディの問題について)

- ・ (ワーキングチームにおいて「変容的利用」に関する議論が行われたか、との問いに対し)米国著作権法107条 (フェアユース)では、単に著作物を改変する利用が「変容的利用」と認められるのではなく、著作物の鑑賞価値を利用しない利用方法の場合に「変容的利用」と認められる。このため、単に著作物を改変する場合のみならず、著作物をそのまま利用していても、フェアユースと認められる場合がある。ワーキングチームでは、著作物が本来持っている鑑賞価値を利用しない利用方法である「変容的利用」を元に議論を行った結果、利用類型C(権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書(以下、「報告書」)36ページ)に発展した。
- ・「変容的利用」のうち、著作物の改変を伴う典型的なものであるパロディについては、検討すべき重要な論点が多いことから、ワーキングチームでは、個別権利制限規定の改正又は創設による対応を検討すべきとの意見が大勢であった(報告書40ページ)。
- ・ パロディの問題については権利制限の一般規定の問題とは別に考えるべきである という報告書の方向性については賛成である。

# (権利制限の一般規定の導入した場合の社会的混乱や、経済的効果について)

- ・ 権利制限の一般規定を導入した場合の社会的コストや、経済的効果については、やってみなければわからないという面もあるが、さらに色々な方面から情報を集めることも必要。
- ・ (上記意見に対し)ワーキングチームでは、規定の要件の絞り方等により社会的な 混乱を防ぎ、可能な限り円滑に導入できるようにすることが適当との結論を得てい る。
- ・ (報告書は権利制限の一般規定の導入は大きな経済的効果を産むという立場に立っていないとの意見に対し) ヒアリング等で挙げられた要望を考慮すると、経済的効果は少なくはないと思われる。

#### (リバース・エンジニアリング等のプログラムの著作物に係る取扱いについて)

- ・ (利用類型Cは、表現と機能の複合的な性質を持つプログラムの著作物も含めて議論するのか、それとも研究開発など特定の目的の権利制限規定を設ける方向で議論するのか、との問いに対して)いずれも今後の検討次第であるが、ワーキングチームでは、本小委員会において挙げられた要望の中には、従前から個別権利制限規定が検討されている利用類型もあることから、利用類型Cに該当する利用行為を特定目的の利用と整理しても良いのではないかという意見は複数あった。
- ・ リバース・エンジニアリングの扱いについては、個別権利制限規定を創設すること が適当であるとの意見が大勢であった(報告書38ページ)。
- ・ リバース・エンジニアリングについては、既に一定の議論をしているから、近い将 来、個別権利制限規定で解決を図るべきである。

#### (補償の規定を設けることについて)

・ (「変容的利用」の中には、補償を伴うような利用があるのではないかとの問いに対し) 「変容的利用」は米国著作権法107条で認められるフェアユースの一類型であり、損害が認められるような場合にはフェアユースは成立しないため、米国においては、補償金が与えられるからフェアユースが成り立つという関係にはない。ワーキングチームにおいても、利用類型A~C (報告書31ページ以降) は、「そもそも補償金の支払いによる権利者と利用者との間の調整を行うような利用行為ではない」としている(報告書41ページ)。

#### (規定のタイプについて)

- ・ (「フェアディーリング型」とされている規定のタイプについて、どのような目的を想定していたのか、との問いに対し) ワーキングチームでは、100余挙げられた事例のうちいくつかについて、研究開発といった特定の目的を有する利用に限定すべきとの意見もあった(報告書36ページ)。
- ・ ワーキングチームでは、ヒアリング結果を元に権利制限の一般規定の対象をどう考えるべきか検討した結果A~Cに集約されたのであり、今後、規定としてどういうふうに固めていくかの議論を進めていくべき。

# (権利制限規定改正の必要期間と、著作権紛争事案の最高裁判決までの期間の比較について)

・ (立法による解決には、審議会の開始前に長い運動期間がある一方、訴訟による解決も、訴えの提起の前に長い準備期間があり、また、著作物の利用行為について、 権利制限の一般規定の適用を裁判で争う場合は、判決までは当該利用ができるのに 対し、立法で対応する場合は立法までの期間は利用できないという違いがある。こ のため、訴えの提起と審議会の開始を期間の起算点として期間を比較することに意味があるのか、との問いに対し)単純に比較できるものではないが、報告書では、統計的に算出できる目安として、それぞれの方法で問題解決に要する時間を比較し、裁判であれば早く解決できるということでは必ずしもないということを指摘している。

・ 立法であれば、個人のレベルでは働きかけが難しいが、訴訟であれば個人でアクションを起こすことも可能であるという違いはあると思うが、報告書での比較には、 裁判であれば早く解決できるということには必ずしもならないという問題点を出 すことに意味がある。

## (著作物の利用料を徴収するシステムの有無と権利制限の一般規定について)

・ (著作物の利用料を徴収するシステムが確立していればフェアユースを否定する 要素となり得る一方、徴収システムがない場合や取引コストの面から実効性がない 場合はフェアユースが認められる要素になり得ると思われるが、ワーキングチーム においてこれらに関する議論が行われたか、との問いに対し)研究目的の著作物利 用等においては、必ず議論すべき点であり、報告書では明示されていないが、ワー キングチームにおいてもよく議論された。

以上